

2020年5月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

5月度の全体の相談受付件数は計63件で、前月度と比較すると14件減（新車関係11件減、中古車関係2件減、その他1件減）、対前年同月比では110件減（新車関係76件減、中古車関係24件減）となっています。前年度と比較して、相談受付件数が大幅に減少している理由は、前月同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当協議会の勤務体制が4月以降在宅勤務となり、電話での相談受付を中止し、メールでの相談受付のみとしたことが影響していると考えられます。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約29%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが50%（9件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（8件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約27%（17件）を占めています。

【相談者の内訳・2020年5月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	33	24	6	63
広告代理店	10	7	1	18
メーカー系ディーラー	1	5	2	8
自動車関係団体	6	6	3	15
中古車専門店	3	1	0	4
中古車情報誌社	0	2	0	2
メーカー	10	3	0	13
新聞社	2	0	0	2
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	0	0	1

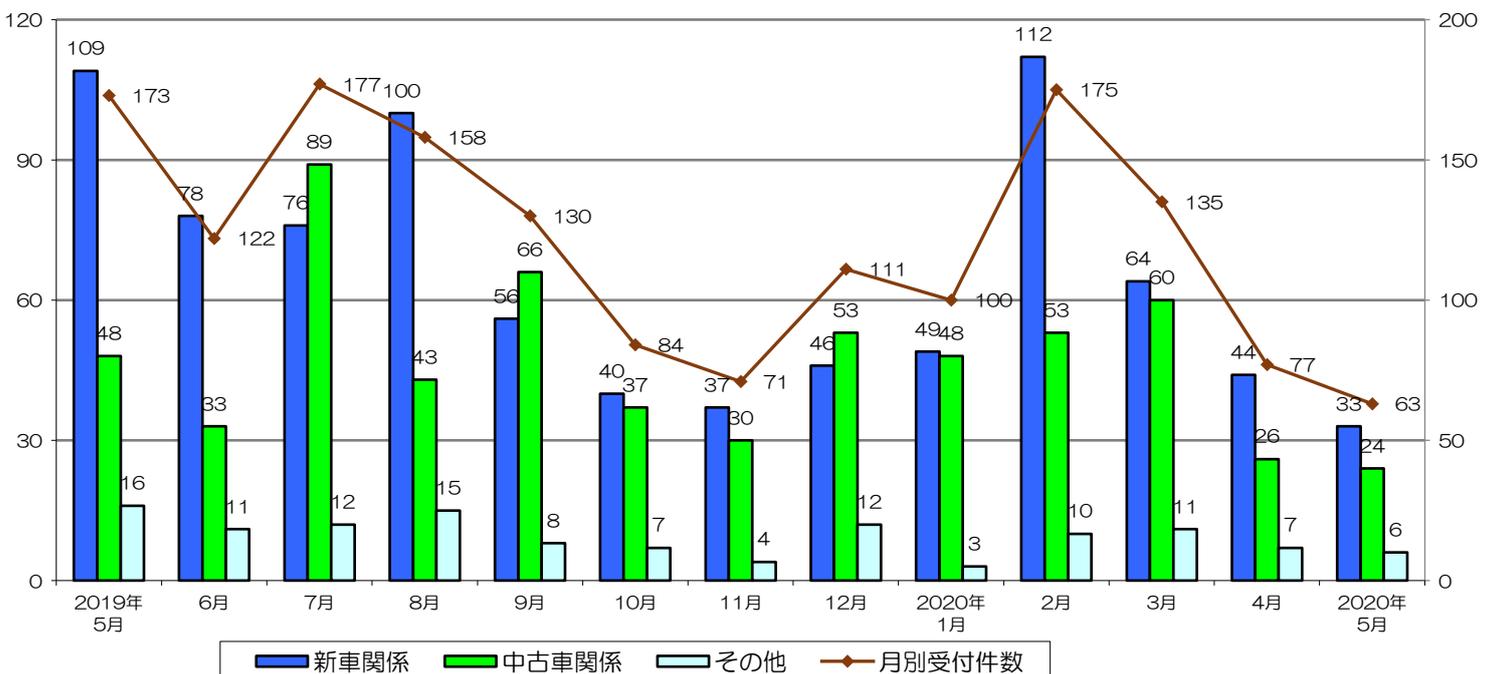


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	4
メーカー系ディーラー	9
中古車専門店	5
その他	0

【相談受付件数の推移・2019年5月～2020年5月】

<車種区別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが 59.3%、『抽象的な問い合わせ』が 22.2%（広告表現の可否 14.8%、抽象的な問い合わせ 7.4%）となり、両項目で全体の約 82%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	27	81.8%	その他相談	3	9.1%
景品関係	3	9.1%	合計	33	100.0%

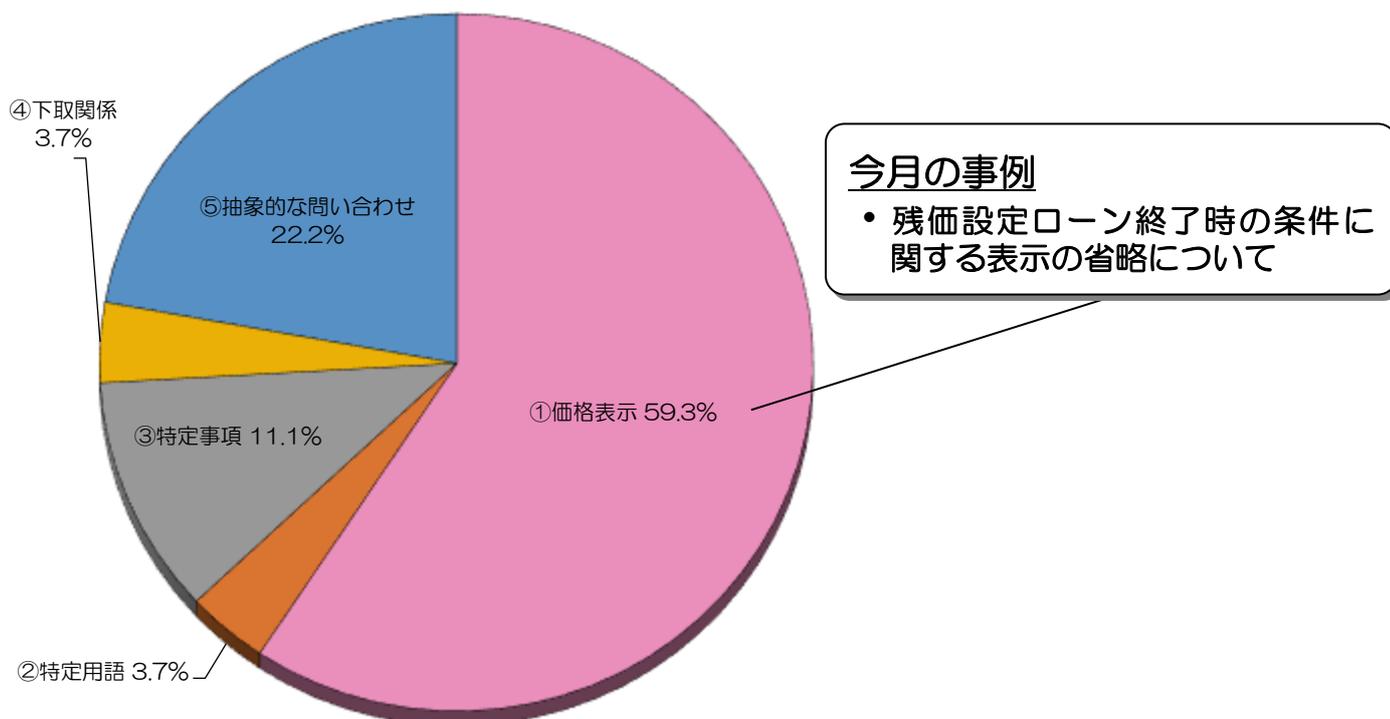
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	16	59.3%	③特定事項	3	11.1%
表示方法	7	25.9%	安全・環境	3	11.1%
値引き表示	2	7.4%	④下取関係	1	3.7%
割賦・リース	5	18.5%	⑤抽象的な問合せ	6	22.2%
その他（価格）	2	7.4%	広告表現の可否	4	14.8%
②特定用語	1	3.7%	抽象的な問合せ	2	7.4%
最上級	1	3.7%	合計	27	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
一般懸賞(抽選等)	1	33.3%	抽象的な問合せ	2	66.7%
			合計	3	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔残価設定ローン終了時の条件に関する表示の省略について〕

Q. 新型車の告知をチラシ広告（A3サイズ）で行い、残価設定ローンの支払例を表示しますが、ローン終了時の条件については、「詳細はスタッフまで」と表示すれば、問題ありませんか？

A. 新車に関する施行規則第8条第5号では、残価設定ローンに関する支払例を表示する場合は、「ローン終了時の条件等」を表示することが定められています。したがって、「詳細はスタッフまで」だけではなく、以下の①から③について、表示する必要があります。

- ①ローン終了時の車両の取り扱いについて
(例：車両を返却、買い取り、ローンの継続等、選択できる場合には、その内容)
- ②ローン終了時の車両状態が事前に定める規定の範囲外であった場合に別途費用が必要となる場合には、その内容
(例：車両の修理費用が5万円を超える場合にはその差額が必要)
- ③ローン終了時の走行距離が、規定の走行距離を超過していた場合に別途費用が必要である場合には、その内容
(例：年間1万キロ以内とし、超過した場合には1千キロ超過毎に5千円必要)

なお、電波媒体やバナー、新聞の突き出し広告等、表示スペースが小さい等の理由により「ローン終了時の条件等」の表示が困難な場合には、「車両状態、走行距離等別途規定に定める条件に該当する場合は、別途費用が必要である」旨の表示、または、「ローン終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい」旨を付記することにより、省略することができます。

【正しい広告表示の例】 チラシ広告の場合



月々6,000 円の支払例 ※2

実質年率 4.5% お支払い開始 5月 お支払い回数 36回

頭金 ●●●,●●●円	最終回(36回目)のお支払額
初回お支払額 8,000円	①当社の新車にお乗り換えの場合 0円
月々の支払額 6,000円×34回	②お車を当社へご返却の場合 0円
年2回ボーナス月(7月・1月) 220,000円×6回	③そのまま乗り続ける場合 最終回を現金でお支払いいただく場合 ●●●,●●●円
頭金+初回から35回までのお支払額合計 ●,●●●,●●●円	割賦支払総額 ●,●●●,●●●円

スカーレット 1.5M
車両本体価格
1,620,000 円 ※1

※1 価格には保険料、税金(消費税を除く)、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。
 ※2 最終回お支払い時、①乗り換え、②ご返却、③買い取り(一括又はローン)から選択ができます。①、②の場合、契約時に定めた走行距離数を超過、又は、車両状態が定めた範囲外であった場合等は、追加費用が必要です。詳しくは当店にお問い合わせください。

■表示事項や表示方法等、詳細については、[AFTC INFORMATION](#) (「割賦販売価格や個人リース料金の明瞭な表示に関する規約運用の考え方」の策定について) をご確認ください。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが全体の19%、『必要表示事項』に関する問い合わせが19%を占めており、両項目で表示に関する問い合わせの38%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	21	87.5%	その他相談	1	4.2%
景品関係	2	8.3%	合計	24	100.0%

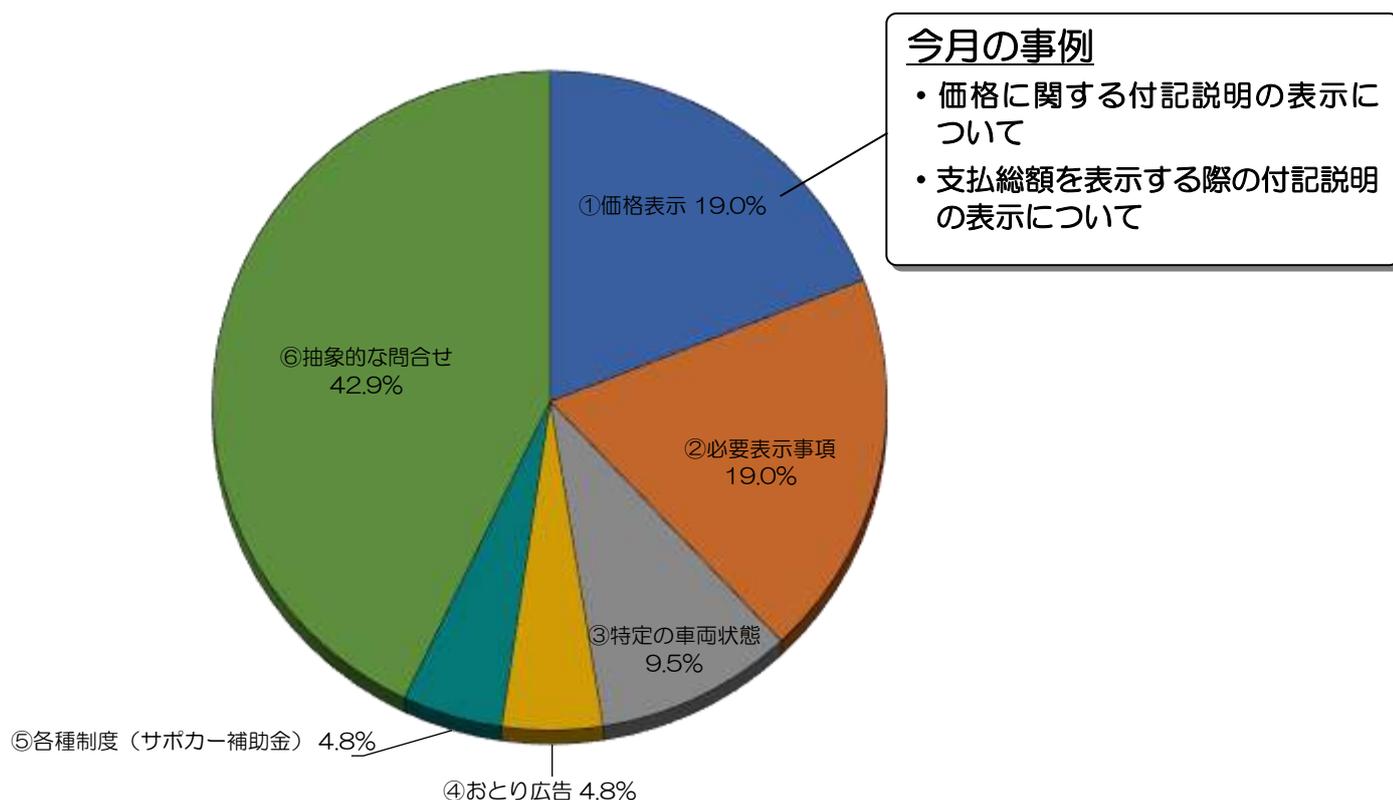
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	4	19.0%	③特定の車両状態	2	9.5%
表示方法	2	9.5%	④おとり広告	1	4.8%
値引き表示	1	4.8%	⑤各種制度	1	4.8%
割賦・リース	1	4.8%	補助金関係	1	4.8%
②必要表示事項	4	19.0%	⑥抽象的な問合せ	9	42.9%
使用区分	1	4.8%	広告表現の可否	1	4.8%
保証の有無	1	4.8%	企画の可否	2	9.5%
整備実施状況	1	4.8%	抽象的な問合せ	6	28.6%
修復歴の有無	1	4.8%	合計	21	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	1	50.0%	その他(抽象的な問合せ)	1	50.0%
			合計	2	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例 [中古車関係]

〔価格に関する付記説明の表示について〕

Q. チラシ広告（A3サイズ）に中古車の販売価格を表示する場合、価格に関する付記説明については、「諸費用別途」とのみ表示すれば、問題ありませんか？

A. 中古車に関する施行規則第6条第3項第1号では、販売価格（店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格）を表示する場合は、「価格には、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を表示する」ことが定められています。

これは、購入の際に販売価格（車両価格）の他に必要となる費用の内容等について、できる限り具体的に表示するためです。

したがって、「価格には、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれておりません。」「保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は、別途申し受けます。」等と表示してください。

〔支払総額を表示する際の付記説明の表示について〕

Q. チラシ広告（A4サイズ）の中古車について、「支払総額」を表示していますが、1台でも多く掲載するスペースを確保するため、「価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨の表示は省略しても問題ないですか？

A. 中古車に関する施行規則第6条第2項及び第3項第2号では、「支払総額」を表示する場合は、以下の①～④の内容を表示することが定められています。したがって、「価格には、保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨の表示を省略することはできません。

＜支払総額を表示する際のポイント＞

- ①購入の際に最低限必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示すること
（「支払総額」の名称を付けて表示した上で、「コミコミ価格」等の表示をすることは可能）
- ②支払総額の内訳として、現金価格（車両価格）を表示すること
- ③支払総額には、「保険料、税金、登録等に伴う費用が含まれている」旨を表示すること
- ④支払総額は、「登録の時期や地域等一定の条件の下での価格である」旨を表示すること

なお、電波媒体や新聞の突き出し広告等、スペース等の関係で表示が困難な場合、②～④の表示は省略することができます。

【正しい広告表示の例】

当店オススメ中古車

 <p>コートリ 1.5M (2WD) 支払総額 89万円* (車両価格 80万円) ■初度登録：2012年</p>	 <p>スカーレット 1.8M (2WD) 支払総額 200万円* (車両価格 192万円) ■初度登録：2018年</p>	 <p>ハンゾウ 1.5S (2WD) 支払総額 152万円* (車両価格 145万円) ■初度登録：2016年</p>
---	---	---

※支払総額には、車両価格のほか、保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に必要な全ての費用が含まれています。
※支払総額は、5月現在、県内登録（届出）で店頭納車の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。